

独立行政法人地域医療機能推進機構東京高輪病院

霊安室管理業務委託における公募の公告について

令和6年8月2日

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構
東京高輪病院 院長 山本 順司

1 事業概要

(1) 事業名称

独立行政法人地域医療機能推進機構東京高輪病院における霊安室管理業務委託

(2) 事業内容

患者のご遺体を病室等でお亡くなりになった場所から霊安室まで移送安置して
いただく業務、及び霊安室の管理業務

その他詳細は「公募説明書」による

(3) 履行期間

令和6年10月1日から令和10年3月31日

(4) 履行場所

東京都港区高輪3丁目10番11号

独立行政法人地域医療機能推進機構東京高輪病院

(5) 選定方法等

提出された書類を基に選定委員会において総合的に評価し、適格と判断した受託事業者を決定する。

なお、選定期間中、提出書類の審査のためメールまたは文書にて質問、若しくはヒアリングを実施する場合がある。

2 参加する者の必要資格に関する事項

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。

(2) 契約事務細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(3) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行なった者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

(4) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しない者であること。

(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

(6) 別添「公募説明書」に記載の各条件を満たす事業者であること。

3 契約条項を示す場所

〒108-8606 東京都港区高輪3丁目10番11号

独立行政法人地域医療機能推進機構東京高輪病院 事務部経理課契約係

電話 03-3443-9191

4 公募書類の提出場所及び日時

(1) 応募書類の提出場所、公募要領等の交付場所及び問い合わせ先

上記3に同じ。

(2) 公募要領等の交付方法

本公告から令和6年8月23日（金）までに「機密保持に関する誓約書」と引き換えに上記3の交付場所にて交付する。（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く9時00分から17時00分まで）

なお、やむを得ず来院が困難な者については、郵送等にて交付を行うので、上記3まで期日に余裕をもって早めに連絡すること。

(3) 応募書類の受領期限

令和6年9月3日（火）17時00分

（郵送する場合には受領期限までに必着のこと。）

5 その他必要な事項

(1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

(2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

(3) 応募者に要求される事項

この公募に参加を希望する者は、公募説明書において定める事前提出書類等を、同説明書の指定する期日までに、上記3に提出しなければならない。

(4) 応募者の無効

本公告に示した参加資格のない者の提出した応募書類、応募者に求められる義務を履行しなかった者の提出した応募書類は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 「要」

(6) 候補者の決定方法

応募者は、企画提案書をもって応募を行い、次の要件に該当するもののうち、選定委員の総合評価によって得られた数値の最も高い者を候補者とする

企画提案書等の要件のうち、必須とした項目にかかる基準を全て満たす提案であること。

(7) 詳細は公募説明書による。